

撮影・取材および同成果物等の公開

申請書 兼 許可証

年 月 日

鎌倉大仏殿高德院 御中

高德院（以下、当院）における撮影・取材およびその成果物(映像・画像・記事等)の公開、当院が権利を保有する画像等の使用に際し、別紙の規定を遵守することを誓約いたします。

申請者	住所	〒		
	会社名・団体名 (部署名含む)			
	TEL		FAX	
	E-Mail			
	責任者	印		
	担当者			
来院者情報 ※	代表者氏名	(担当者と異なる場合のみ記入)		
	人数	名 (代表者含む)		
	携帯電話番号	(当日連絡可能な連絡先)		
撮影・取材時間 ※	開始	年 月 日() 午前・午後 時 分		
	終了	年 月 日() 午前・午後 時 分		
撮影・取材場所 ※	境 内 ・ そ の 他			
放映・記事掲載予定日	年 月 日() 午前・午後 時 分			

※印は撮影・取材希望者のみ記入してください。

撮影・取材および同成果物等の公開についての許可証

当院の規定を遵守することを条件に、以下を許可いたします。

- ・ 境内における撮影・取材を実施し、下記番組・文献等においてその成果物(画像・記事等)を公開すること
- ・ 当院が権利を保有する画像等を使用した成果物の公開

記

番組・文献名等 _____

撮影・取材日 _____

年 月 日

〒248-0016 神奈川県鎌倉市長谷 4-2-28

鎌倉大仏殿高德院

※ 当院許可印の無いものは無効です

[連絡先] TEL:0467-22-0703 (受付時間 通年 9:00~17:00) / FAX:0467-22-5051 (24 時間受付)

撮影・取材および同成果物の公開規定

当院境内において商用目的での撮影や取材を行う場合や、過去に当院で撮影・取材をした際の成果物を再放映・再掲載する場合、または当院が権利を保有する映像または画像使用を希望する場合には、事前に寺務所に申請し許可を得ていただく必要があります。撮影・取材を希望される方は以下に記す事項を遵守する旨誓約の上、所定の申請書と企画内容を記した書類を寺務所へ送付してください。

撮影・取材時の遵守事項

1. 当院で撮影・取材を行う場合は、事前に許可を受けること。
2. 撮影・取材の開始に先立ち、寺務所に記者証もしくは身分証明書を提示すること。
3. 大仏像内部での撮影・取材を行わないこと。
4. 大仏像とレポーター・タレント等を同一の画角に収める映像を撮影しないこと。
5. 撮影・取材の時間帯はなるべく午前8時～10時頃とし、他の来院者の拝観を妨げないこと。
6. 参拝者が特定できる撮影や、参拝者へのインタビューは控えること。
7. 事前に申告し許諾を得た撮影・取材の内容・方法から逸脱しないこと。
8. 事前に申告・許諾を得た場合を除き、クレーン、レール等の大型撮影機材やドローンは使用しないこと。
9. 境内の樹木等に損傷を与えないこと。
10. その他当院職員の指示があった場合は、これに従うこと。

放映・掲載時の遵守事項

1. 大仏像および境内の映像・画像に合成ほか著しい加工を施さないこと。
2. 撮影・取材の成果物たる映像・画像・記事等(以後「成果物」と呼ぶ)については、予め申請した媒体にのみ公開し、公開後速やかに当院に提出すること。
3. 過去に実施した撮影・取材の「成果物」を後日他の目的に利用する場合は、改めて申請書を提出し、再度当院の許諾を得ること。
4. 過去に実施した撮影・取材の「成果物」を後日異なる媒体、または目的で公開する際も、改めて申請書を提出し、当院の許諾を得ること。
5. 当院が権利を保有する映像または画像の使用に際しては、当院の指示に従ってクレジット等を表記すること。
6. その他当院職員の指示があった場合は、これに従うこと。

共通注意事項

1. 大仏像および高德院の尊厳を傷つける撮影・取材、研究・教育の進展、地域経済の振興に資さない商用目的での撮影・取材には原則応じかねます。
2. 公序良俗に反する撮影・取材、事前の申請内容と異なる撮影・取材が実施されていると判断された場合には、即刻許諾を取り消し、成果物の消去と公開差し止めも要求いたします。その場合、必要に応じ、敷地外からの退去も命じ、以後当院での撮影・取材の一切をお断りする場合がありますので、ご承知おきください。

免責

当院での撮影・取材中に生じた機材の損傷等に、当院は一切の責任を負いません。

2016年10月1日制定